

# 原子力・核燃料サイクル政策について

令和7年2月19日  
資源エネルギー庁

**1. 原子力政策について**

2. 核燃料サイクル政策について

3. 最終処分について

## 5 GXを加速させるためのエネルギーをはじめとする個別分野の取組①

- エネルギー分野をはじめとする個別分野（エネルギー、産業、くらしの各分野）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。

### 【エネルギー関連（省エネ、再エネ、原子力、次世代エネルギー源、LNG、CCS等）】

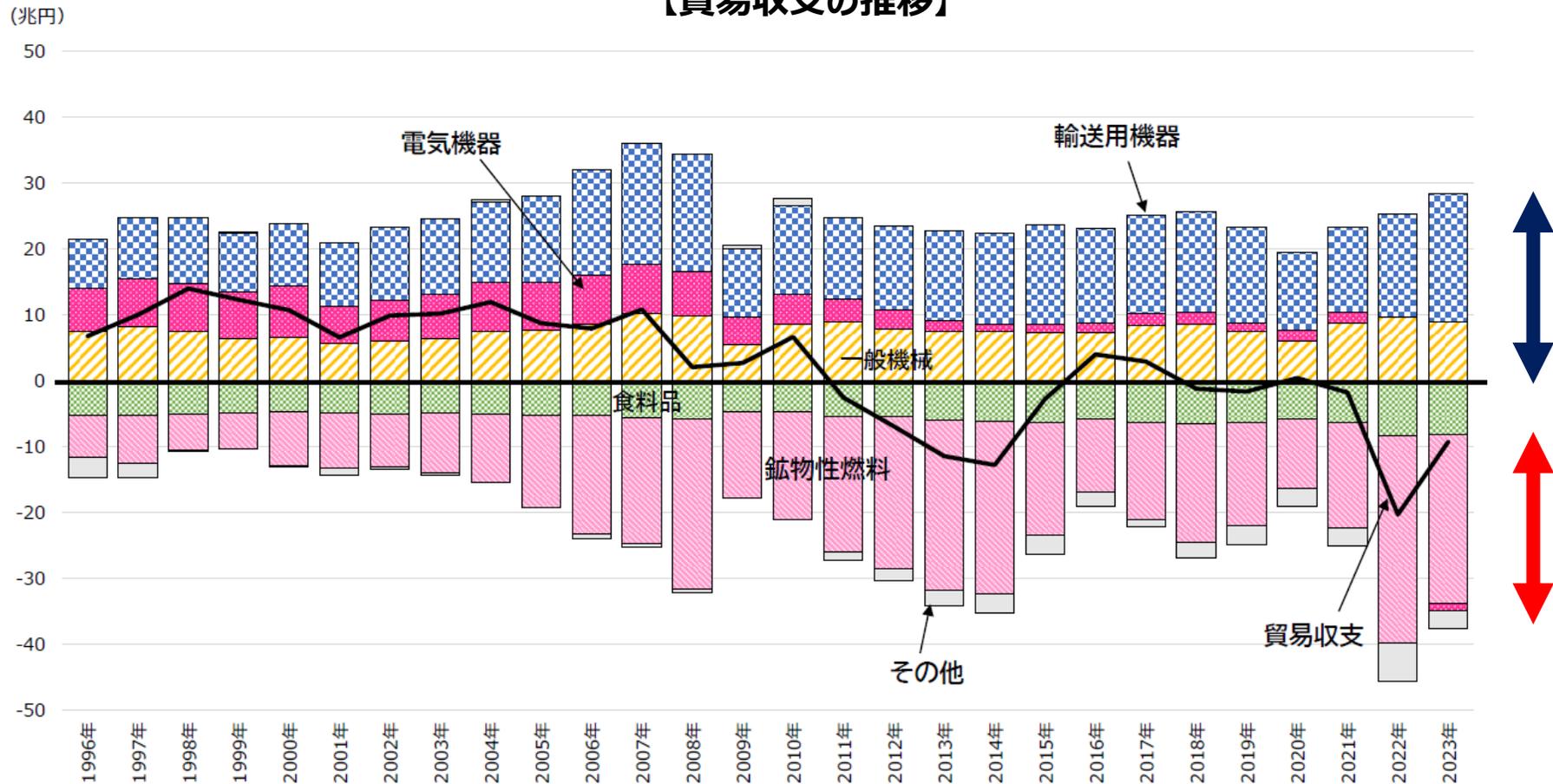
- 国際エネルギー情勢の変化を受け、エネルギー安全保障に重点を置いた政策を再構築。
- DXやGXの進展による電力需要増加する中、脱炭素電源の確保が経済成長に直結する状況。
- 再エネを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指す。
- 徹底した省エネ、製造業の燃料転換などに加え、再生可能エネルギー、原子力などの脱炭素電源を最大限活用。再エネか原子力かといった二項対立的な議論からの脱却。
- 再エネについて、ペロブスカイト太陽電池（2040年までに約20GWの導入目標）、浮体式を含む洋上風力（2040年までに30GW～45GWの案件形成目標）、次世代地熱等の開発・社会実装を進める。
- 原子力は、安全性の確保を大前提に再稼働加速、「廃炉を決定した事業者が有する原発サイト内」における次世代革新炉への建て替えを具体化。
- 2040年に向け、次世代エネルギー源やCCS等の導入を進める上でも、経済合理的な対策から優先的に講じていくといった視点が不可欠。S+3Eの原則に基づき、脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく取り組んでいく。

### 【成長志向型の資源自律経済の確立①】（2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定）

- 資源循環は多岐に亘る分野に関連し、再生材の供給・利活用により、排出削減に大きな効果を発揮することが期待できる。

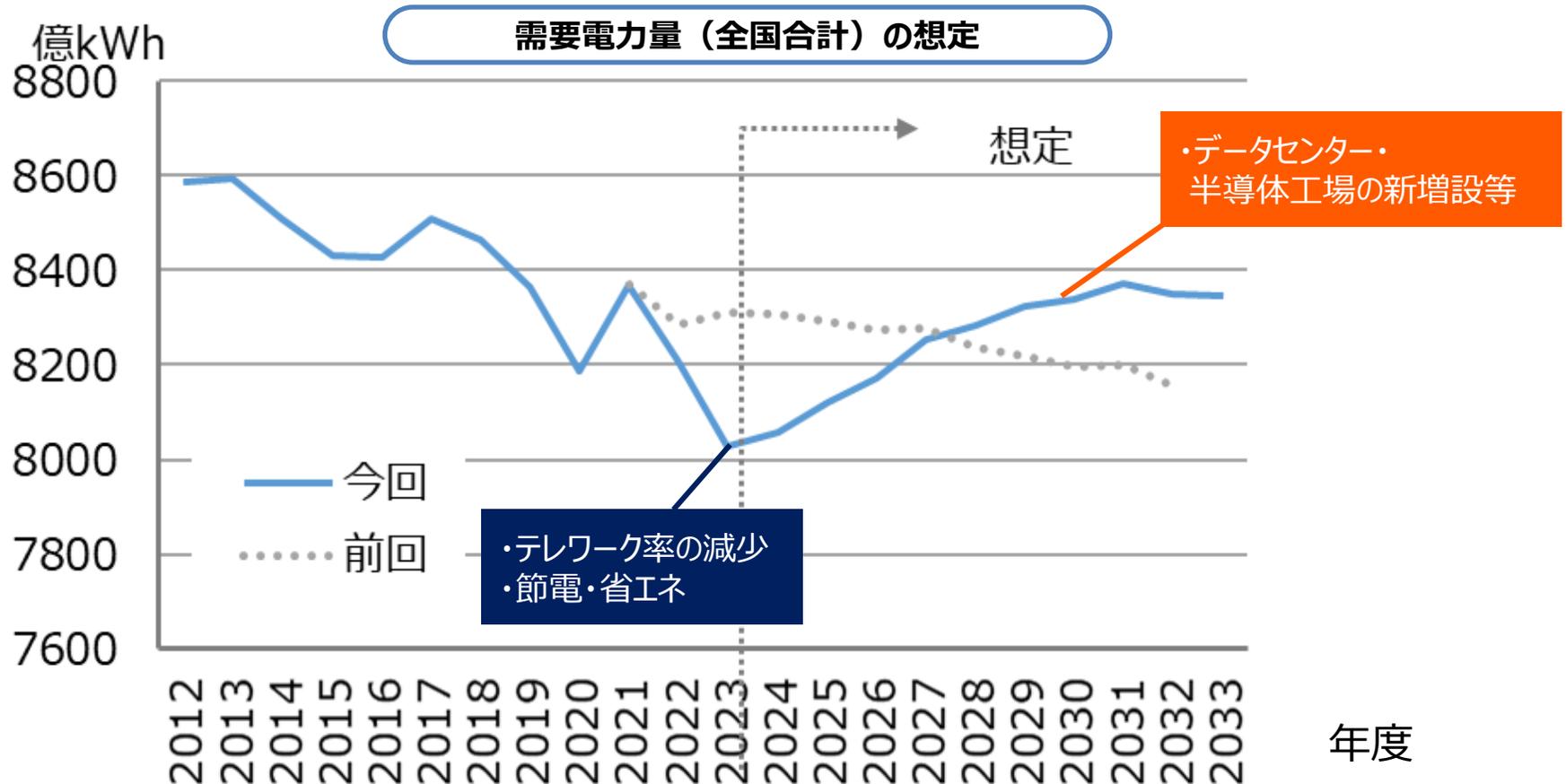
- 自国産エネルギーが乏しく輸入に頼る我が国は、高付加価値品で稼ぐ外貨を化石燃料輸入で費消。2023年には、自動車、半導体製造装置などで稼いだ分（輸送用機器約20兆円＋一般機械約9兆円）の大半を、鉱物性燃料（原油、ガスなど）の輸入（約26兆円）に充てる計算。
- 更に、世界的な脱炭素の潮流により、化石燃料の上流投資は減少傾向。海外に鉱物性燃料の大半を頼る経済構造は、需給タイト化による突然の価格上昇リスクや、特定国に供給を依存するリスクを内包。

【貿易収支の推移】



# 今後10年の電力需要の想定（電力広域的運営推進機関推計）

- 毎年、電力広域的運営推進機関は、一般送配電事業者から提出された電力需要の想定を取りまとめ公表。
- 本年1月24日に公表された想定では、人口減少や節電・省エネ等により家庭部門の電力需要は減少傾向だが、人手不足対応のための省人化、遠隔化に加え、データセンターや半導体工場の新増設等による産業部門の電力需要の大幅増加により、全体として電力需要は増加傾向となった。



### <原子力>

- 原子力は、優れた**安定供給性**、**技術自給率**を有し、**他電源と遜色ないコスト水準**で**変動も少なく**、また、**一定出力で安定的に発電可能**等の特長を有する。こうした特性は**データセンターや半導体工場等の新たな需要ニーズにも合致**することも踏まえ、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。
- **立地地域との共生に向けた政策**や**国民各層とのコミュニケーションの深化・充実**、**核燃料サイクル・廃炉・最終処分**といった**バックエンドプロセスの加速化**を進める。
- 再稼働については、安全性の確保を大前提に、**産業界の連携**、**国が前面に立った理解活動**、**原子力防災対策等**、**再稼働の加速に向け官民を挙げて取り組む**。
- 新たな安全メカニズムを組み込んだ**次世代革新炉の開発・設置**については、地域の産業や雇用の維持・発展に寄与し、地域の理解が得られるものに限り、**廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での次世代革新炉への建て替え**を対象として、六ヶ所再処理工場の竣工等の**バックエンド問題の進展も踏まえつつ具体化を進めていく**。その他の開発などは、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。
- **次世代革新炉（革新軽水炉・小型軽水炉・高速炉・高温ガス炉・核融合）の研究開発**等を進めるとともに、**サプライチェーン・人材の維持・強化**に取り組む。

### <火力>

- 火力は、温室効果ガスを排出するという課題もある一方、足下の供給の7割を満たす**供給力**、**再エネ等による出力変動等**を補う**調整力**、系統の安定性を保つ**慣性力・同期化力**等として、重要な役割を担っている。
- 足下の電力需給も予断を許さない中、火力全体で**安定供給に必要な発電容量（kW）を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力を中心に発電量（kWh）を減らしていく**。具体的には、**トランジション**手段としての**LNG火力の確保**、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進めるとともに、**予備電源制度**等の措置について不断の検討を行う。

# 原子力発電所の現状

再稼働  
**14基**

稼働中 12基、停止中 2基 (送電再開日)

設置変更許可  
**3基**

(許可日)

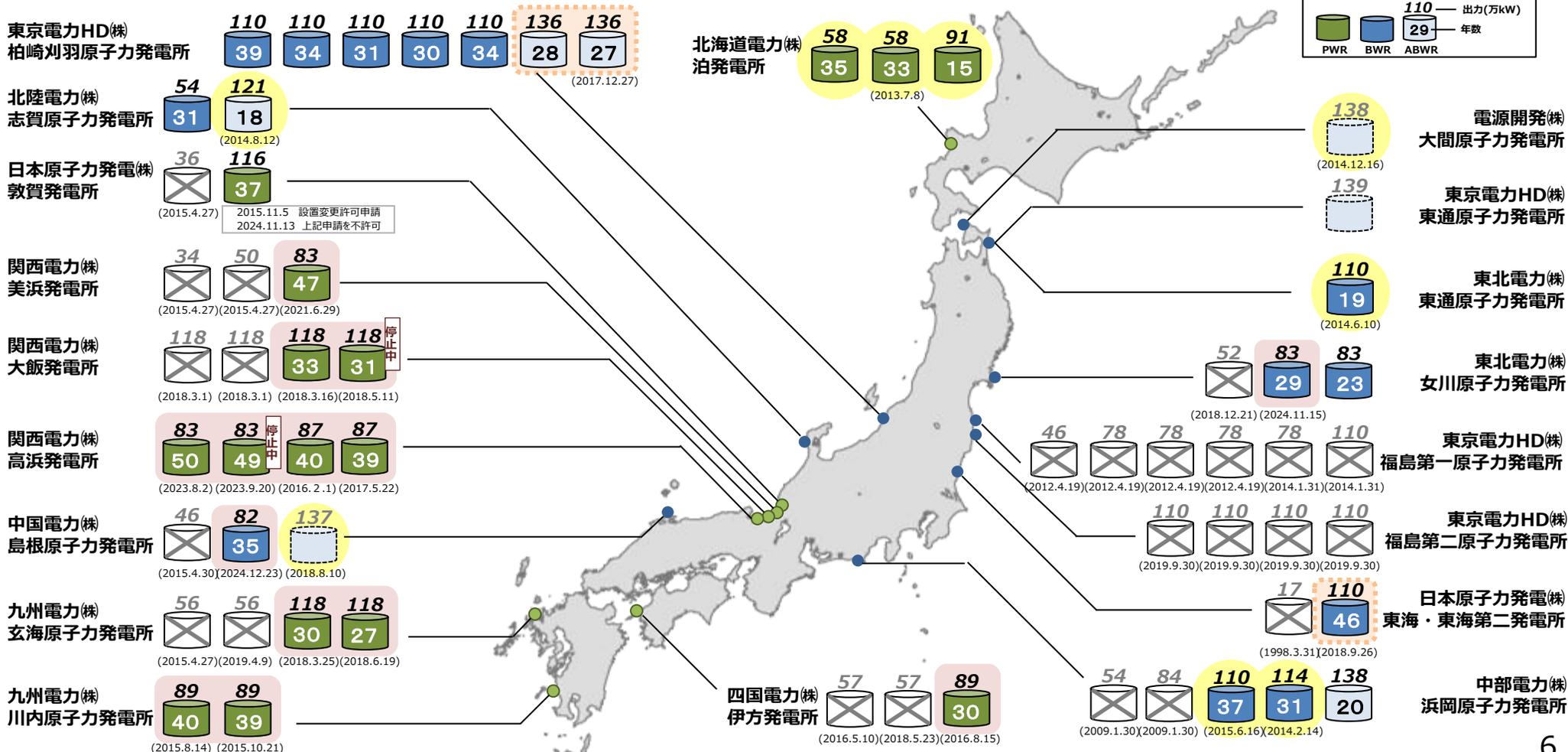
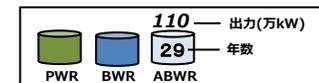
新規規制基準  
審査中  
**9基**

(申請日)

未申請  
**10基**

廃炉  
**24基**

(電気事業法に基づく廃止日)



1. 原子力政策について

**2. 核燃料サイクル政策について**

3. 最終処分について

# 核燃料サイクルの確立に向けた取組

- **核燃料サイクル**は、①高レベル放射性廃棄物の減容化、②有害度低減、③資源の有効利用等の観点から、一貫して国の基本的方針と位置付け。
- 原子力発電を安定的に利用する上で、関係自治体や国際社会の理解を得つつ、**引き続き、核燃料サイクルを推進することが重要。**

## ○プルトニウムバランスの確保

- プルサーマル計画に基づき、2030年度までに少なくとも12基でプルサーマルを実施
- プルトニウムの回収と利用のバランスを管理

(2018. 7 我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方)  
 (2020.12 プルサーマル計画)  
 (2024. 2 プルトニウム利用計画)

## ○ウラン燃料サプライチェーンの確保

- 経済安全保障推進法に基づき、「特定重要物資」にウランを指定
- 国内ウラン濃縮に対し支援を決定

(2024. 2 「特定重要物資」にウランを指定)  
 (2024.12 日本原燃の供給確保計画の認可)

## ○最終処分の実現

- 北海道2地点で文献調査報告書の法定プロセスを開始
- できるだけ多くの地域に関心を持っていただけるよう、全国での対話活動に取り組む

## ○使用済燃料対策の推進

- 業界全体で貯蔵能力の拡大を推進  
2030年頃に容量を約3万トンへ
- 業界大の連携・協力を推進
- 使用済MOX燃料の再処理技術開発を加速

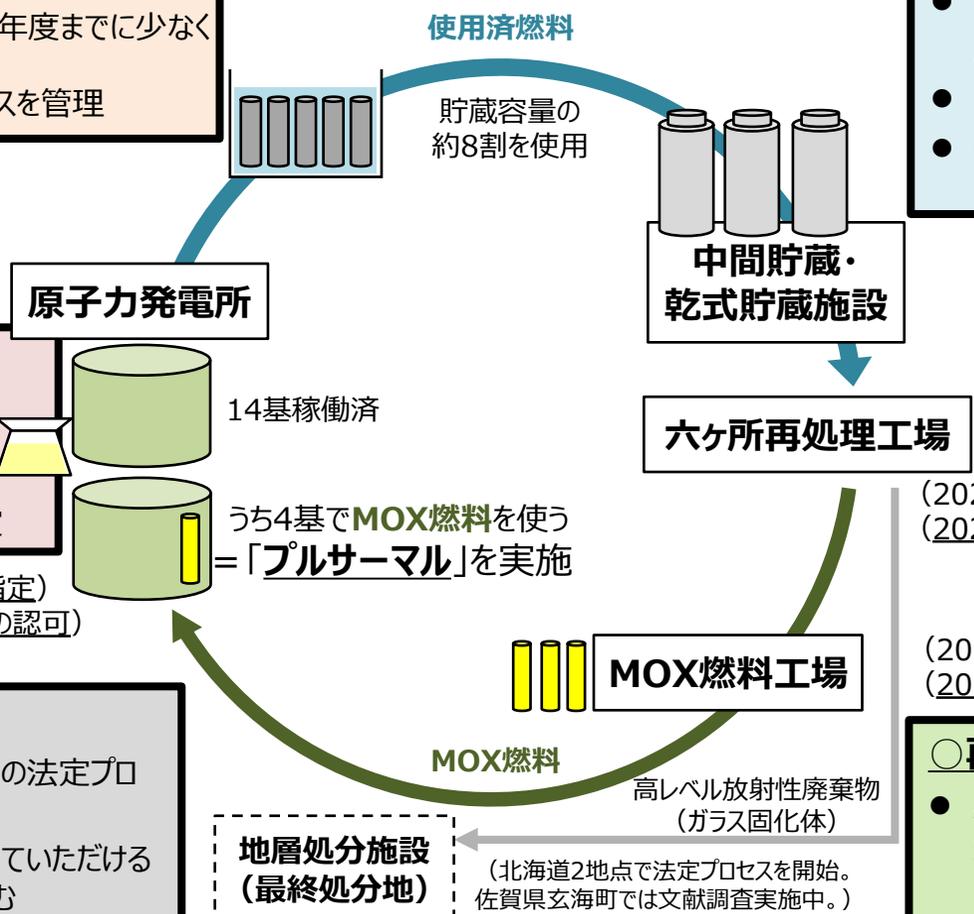
(2020. 9 伊方 許可)  
 (2020.11 RFS 許可)  
 (2021. 4 玄海 許可)  
 (2024. 1 使用済燃料対策推進計画 改訂)  
 (2024. 11 RFS 事業開始)

(2020. 7 許可)  
 (2022.12 第1回設工認取得)

(2020.12 許可)  
 (2022. 9 第1回設工認取得)

## ○再処理工場・MOX工場の竣工

- 業界大で原燃の審査・竣工を支援  
再処理：2026年度中  
MOX：2027年度中



# 青森県に立地する核燃料サイクル関連施設

- 国及び電気事業者は、**1984年の電気事業連合会の立地協力要請以来**、これまで、40年以上にわたり、青森県の理解と協力のもと、**青森県内に核燃料サイクル施設の建設を進めてきた**（六ヶ所再処理工場、むつ中間貯蔵施設など）。
- こうした**青森県との関係を引き続き尊重し**、十分な理解と協力を得て政策を進めていく。

大間原子力発電所【建設中】  
電源開発(株)  
原子力規制委員会へ申請中（2014年12月申請）

使用済燃料中間貯蔵施設  
（リサイクル燃料貯蔵(株)）



2010年 工事開始  
2024年11月 事業開始

ウラン濃縮工場



1988年 工事開始  
1992年 操業開始

MOX燃料工場  
（予定図）

原子力規制委員会へ申請中  
（2022年9月 第一回設工認取得）



2010年 工事開始  
2027年度中 竣工目標

核燃料サイクル施設（日本原燃(株)）

再処理工場

原子力規制委員会へ申請中  
（2022年12月 第一回設工認取得）



1993年 工事開始  
2026年度中 竣工目標

低レベル放射性廃棄物  
埋設センター

原子力発電所で発電中に発生した  
低レベル放射性廃棄物を、浅い地中  
に埋めて処分（ピット処分）



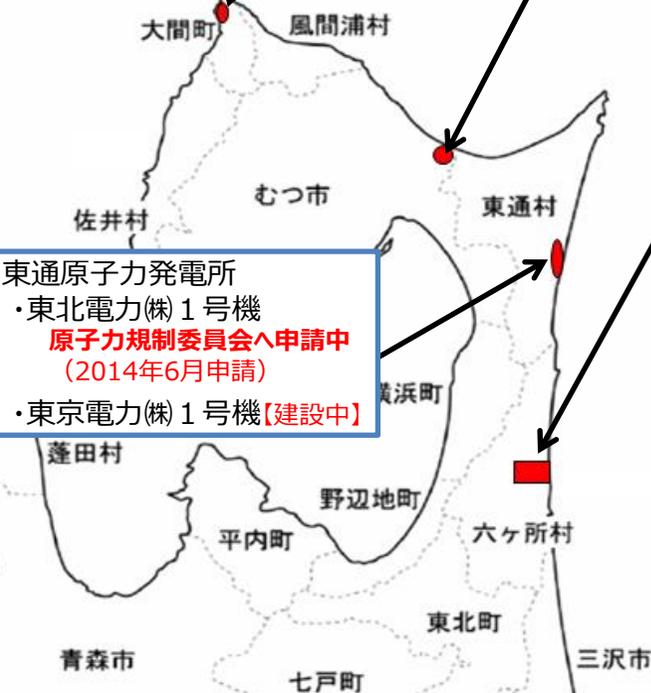
1990年 工事開始  
1992年 埋設開始

高レベル放射性廃棄物  
貯蔵管理センター

現在は、海外から返還された  
ガラス固化体を保管



1992年 工事開始  
1995年 操業開始

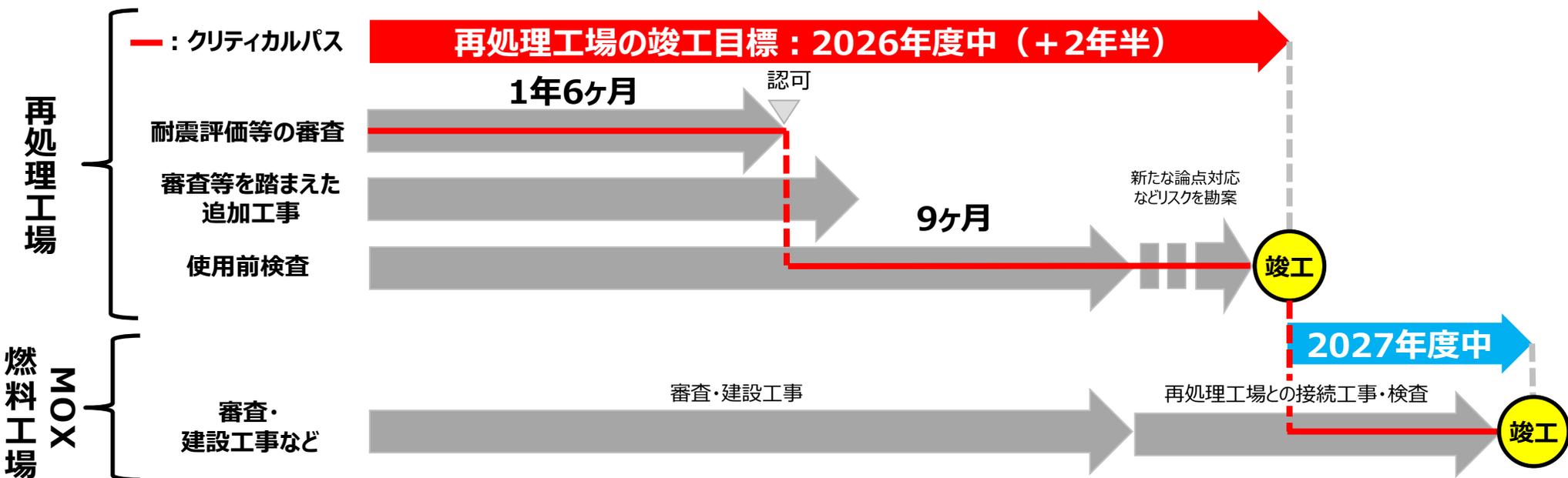


東通原子力発電所  
・東北電力(株) 1号機  
原子力規制委員会へ申請中  
（2014年6月申請）  
・東京電力(株) 1号機【建設中】

※ウラン濃縮工場は、2017年9月12日より新規規制基準対応工事等のため生産運転を一時停止。2023年8月25日生産運転再開。  
※高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターは、現在新規規制基準に係る適合性審査対応中（現在は受入停止中。過去受入分1,830本は継続保管中）

# 六ヶ所再処理工場・MOX燃料工場の竣工目標の見直し

- 六ヶ所再処理工場・MOX燃料工場については、一品モノで審査前例がなく、特に再処理工場については物量が膨大（原子力発電所の6～7倍）など特有の難しさがあり、適合性審査は長期化してきた。
- これに対し、電力・メーカーから、再稼働審査を経験した人材を日本原燃に多数派遣（100名以上）し、体制を抜本強化してきた。
- その上で、これまでの審査過程で生じた、耐震再評価などの追加的な解析・工事等への対応期間を積み上げた結果、昨年8月、日本原燃は、新たな竣工目標として、六ヶ所再処理工場は「2026年度中」、MOX燃料工場は「2027年度中」とする旨を公表した。
- 今回の工程見直しに当たって、日本原燃は規制委に対して、適合性審査における説明の「全体計画」を提示し、進め方について規制委と共通認識を得た上で、審査対応を実施していく。
- 資源エネルギー庁も、概ね四半期に一度、使用済燃料対策協議会幹事会において進捗状況を確認し、対応策を協議していく。



# 安全・安定的な長期利用に向けた検討課題

- 六ヶ所再処理工場の竣工後、安全性確保を大前提に、数十年にわたる長期において安定的に運転することは、核燃料サイクルを推進していく上での重要な課題である。
  - 日本原燃では、六ヶ所再処理工場の竣工後を見据え、仏国オラノ社のラ・アーク再処理工場や、訓練用施設を有するJAEAに、運転員や技術者を派遣し、工場の運営に必要な技術力の維持・向上に向けた取組を進めている。
  - その上で、六ヶ所再処理工場については、運転期間に関する法令上の上限は無い。また、同工場において、例えば、40年で維持や取替が困難となり、プラント全体の廃止が必要となる設備は想定されていない。
  - 一方、着工から約30年が経過し、アクティブ試験から約20年が経過する中、設備メンテナンスを担う事業者や、取替用部品のメーカーで、一部撤退が発生するなど、将来的な長期利用に向けた課題も生じている。
  - こうした課題への対応は、中長期での取組が必要と考えられ、早期竣工に向けた取組と並行して、例えば、以下の項目について、今から官民で対応を進めていくべきではないか。その際には、運転経験で先行する仏国との協力も重要ではないか。(※)
- ✓ メンテナンス技術の高度化（比較的線量が高い区域における、効率的な機器取替技術など）
  - ✓ 中長期を想定した、取替用部品の確保、サプライチェーン・技術の維持（建設が当面想定されない中でのサプライチェーン維持の方策など）
  - ✓ プルサーマルに伴って発生する使用済MOX燃料に関する再処理技術の確立と、それを実際の再処理工場に適用する場合を想定した技術的対応の検討

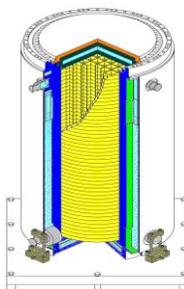
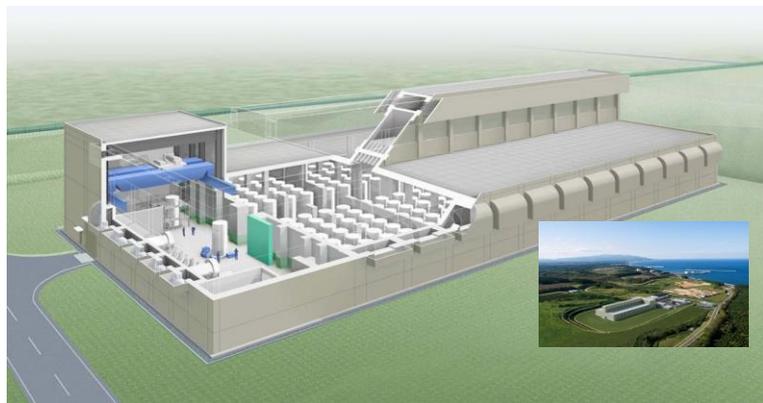
(※) なお、再処理工場の運転実績で大きく先行する仏国オラノ社のラ・アーク再処理工場は、現在、UP2-800施設（1994年操業開始）とUP3施設（1990年操業開始）の2つの再処理プラントが稼働中である。また、本年3月には、ラ・アーク再処理工場の運転期間を2040年以降に延長するための持続可能性及び強靱化プログラムの実施が発表されている。

# むつ中間貯蔵施設の事業開始

- 青森県むつ市に立地する「むつ中間貯蔵施設」については、昨年11月に事業を開始。
- これにより、我が国で初めて、使用済燃料の中間貯蔵施設が稼働。エネルギー政策上の大きな節目であり、核燃料サイクルの確立に向けた重要な一歩。
- 今後、東京電力・日本原子力発電から、使用済燃料を入れたキャスクが、2025年度に2基、2026年度に5基、2027年度に7基搬入される予定。

## 中間貯蔵施設の概要

使用済燃料プールで冷却された使用済燃料を、頑丈な容器（キャスク）を用いて貯蔵。  
288基のキャスクを収容可能な3,000トン用施設。  
キャスクは冷却に水や電気を使わず、空気の自然対流（換気）で冷却可能。



金属キャスク（貯蔵容器）  
イメージ

（幅）約62m×（奥行き）約131m×（高さ）約28m（3,000トン用施設）

## 主な経緯

2005年11月	RFS（リサイクル燃料貯蔵（株））を設立
2007年3月	事業許可申請
2010年5月	事業許可
2010年8月	着工
2011年3月	東日本大震災発生、貯蔵建屋工事休止
2012年3月	貯蔵建屋工事を再開
2013年8月	貯蔵建屋完成・引渡し
2014年1月	新規規制基準の事業変更許可申請
2020年11月	事業変更許可
2023年8月	保安規定の変更認可を取得
2024年8月	RFSが青森県・むつ市と安全協定を締結
2024年9月	使用前事業者検査に向けてキャスク1基を搬入
2024年11月	原子力規制委員会による使用前確認が完了し、事業開始

# 使用済燃料の搬出先の明確化

- 使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進は、一貫して、我が国の基本的な方針である。
- 本年7月23日、むつ中間貯蔵施設の事業開始に向けた議論過程において、宮下・青森県知事が齋藤・経済産業大臣（当時）と面談し、同施設は立地協定において建屋ごとに50年の使用期限がある中、「中間貯蔵後の使用済燃料の搬出先の明確化」を図るよう、要請がなされた。
- 同施設の立地決定当時（2005年）、使用済燃料の年間発生量は、六ヶ所再処理工場の年間処理能力（800トンU／年）を上回ることが想定されていた。そうした状況の中、中間貯蔵された使用済燃料の搬出先は、原子力政策大綱（2005年）、第2次エネルギー基本計画（2007年）において、六ヶ所再処理工場に続く再処理工場を想定していた。
- 一方、現在は、2005年当時と比較して、原子力発電所の稼働基数や、政策目標における電源構成に占める原子力発電所の割合は、大きく異なる。この結果として、想定される使用済燃料の年間発生量も大きく減少し、六ヶ所再処理工場の年間処理能力を一定程度下回ると想定される。
- このため、今後、六ヶ所再処理工場の長期かつ安定利用を行うことで、原子力発電所の運転で今後発生する使用済燃料に加え、貯蔵中の使用済燃料についても、順次、再処理することが可能と考えられる。
- 以上を踏まえれば、中間貯蔵された使用済燃料については、六ヶ所再処理工場を搬出先として想定し、安全性確保を大前提に、そのために必要となる六ヶ所再処理工場の長期かつ安定利用に向けて、必要な取組を進めていくことが適切ではないか。（※）

（※） なお、六ヶ所再処理工場に続く再処理施設については、六ヶ所再処理工場の稼働状況、原子力発電所の稼働状況とその見通し、これを踏まえた核燃料の需要量や使用済燃料の発生量等を総合的に勘案しつつ、引き続き検討する。

# 事業開始に向けた青森県知事と経済産業大臣との面談

- むつ中間貯蔵施設の安全協定の締結に当たって、昨年7月に、青森県知事と経済産業大臣が公開で面談し、下記のとおり、核燃料サイクル政策に関する国の考え方などを質問・回答。

	知事からの御発言（ポイント）	経済産業大臣からの回答（ポイント）
①	<u>原子力・核燃料サイクル政策の推進</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ プルサーマルの推進も含め、原子力・核燃料サイクルの推進という基本的方針を堅持し、次期エネルギー基本計画にも位置付ける。</li> </ul>
②	<u>国民理解に向けた国の取組</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 立地地域・都市圏での説明会、様々なメディアでの広報活動に取り組み、国民理解の醸成に向けて取り組む。</li> </ul>
③	<u>国から事業者</u> に、県－事業者間の確認内容を遵守するよう <u>指導</u> 中間貯蔵事業の状況を <u>国が確認する仕組み作り</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 青森県と事業者が確認した内容について、地元との約束をしっかりと遵守するよう事業者を指導する。</li> <li>■ 使用済燃料対策推進計画に、中間貯蔵施設における輸送・貯蔵状況を記載し、毎年度公表するとともに、資源エネルギー庁へ報告するよう事業者を指導する。</li> </ul>
④	<u>安全協定の調印式への国の同席</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資源エネルギー庁に対し、しかるべき者が協定締結の場に同席するよう指示する。（※電力・ガス事業部長が調印式に同席。）</li> </ul>
⑤	中間貯蔵施設の政策的位置付け、貯蔵後の <u>使用済燃料の搬出先の明確化</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 使用済燃料の貯蔵能力を拡大し、対応の柔軟性を高め、中長期的なエネルギー安全保障に寄与する、といった中間貯蔵施設の意義や重要性は変わっておらず、次期エネルギー基本計画にも明確に位置付ける。</li> <li>■ 中間貯蔵された使用済燃料の搬出先について、次期エネルギー基本計画で具体化を図るべく、検討を進めていく。</li> </ul>
⑥	中間貯蔵施設の事業開始に関する <u>国の意思</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 核燃料サイクルの確立に当たって、むつ中間貯蔵施設の事業開始は、極めて重要な政策課題であり、国としても、青森県に、同施設の事業開始のため、安全協定の締結に向けた検討を進めていただけるよう、お願いしたい。</li> </ul>

# 使用済燃料対策協議会幹事会を通じた中間貯蔵事業の状況確認

- 昨年12月に、資源エネルギー庁及び電力会社の原子力担当副社長等からなる、使用済燃料対策推進協議会幹事会を開催。
- 青森県知事からの要請を受け、資源エネルギー庁から電力等事業者に対し、「使用済燃料対策推進計画」を毎年度更新するとともに、当該計画に、中間貯蔵施設への輸送・貯蔵の状況についても記載し、資源エネルギー庁へ報告することを要請した。
- 本年2月、再度幹事会を開催し、事業者から、上記推進計画にむつ中間貯蔵施設の貯蔵計画や今後の搬入計画を記載した旨、今後当該計画を毎年度更新し、公表及び資源エネルギー庁への報告を行う旨報告を受け、資源エネルギー庁としても内容を確認した。

<むつ中間貯蔵施設の取組状況：2025年1月時点>  
(2024年度搬入実績)

	搬入量
BWR	1基 (12トン)
PWR	—

(貯蔵状況)

	貯蔵量
BWR	1基 (12トン)
PWR	—

(2025年度以降の搬入計画案)

	搬入量		
	2025年度	2026年度	2027年度
BWR	2基 (24トン)	5基 (60トン)	6基 (69トン)
PWR	—	—	1基 (10トン)

# 青森県・立地地域等と原子力施設共生の将来像に関する共創会議

- 2023年8月に開催された核燃料サイクル協議会で、宮下知事から、「国や立地自治体、事業者等が一体となり、地域と原子力施設が共生していく未来像について共に考え、共に築き上げていく形を作りたい」として、「青森県・立地地域等と原子力施設共生の将来像に関する共創会議」  
(※)の開催を要請。
- 2023年11月に第1回、2024年7月に第2回を開催し、地域の目指す「将来像」をとりまとめ。
- その上で、2024年10月に開催した第3回で、「将来像」の実現に向け、各立地市町村で進める取組をまとめた「工程表」を取りまとめ。
- 「工程表」に含まれる項目は、「安心・安全の確保（防災拠点、避難道路、災害時医療等）」、「原子力・サイクル産業と地域の発展（メンテナンスへの地元企業参入等）」、「新産業の創出（研究開発拠点、農林水産業へのデジタル導入支援等）」、「暮らし向上（行政のデジタル化支援）」、「人材育成（地場企業の研修、エネルギー教育等）」など。
- 「工程表」に記載された取組の推進にあたっては、実効性を担保するため、共創会議の下に、実務レベルの「検討会」を新たに構築。必要に応じ、タスクフォースを設置するなど取組を推進。進捗状況は、共創会議で毎年度フォローアップ。

(※) 共創会議の参加者は、立地自治体（宮下知事、各立地市町村長）、関係団体（市長会長、町村会長、経済団体会長）、原子力事業者（各事業者社長、電気事業連合会会長）、有識者、関係省庁（エネ庁長官・文科省研究開発局長、東北経済産業局長）。

## 2. 地域の「将来像」とその実現に向けた「基本方針」

- **立地地域**は、地域の魅力ある特徴を発掘し、その**ポテンシャルを最大限発揮**することを目指す。
- その上で、**国・立地自治体等、事業者等が一体**となり、**安全・安心の継続的な確保を前提**として**主体的に取組を推進**し、**着実に実行**していくことで**「将来像」の実現**を目指す。

### ◆ 将来像：「安全・安心の確保」を前提とした、地域と原子力施設が共生する将来像

- I：防災拠点や原子力防災に資する道路整備などによる、『**安全・安心の確保を前提として、原子力施設と共生する地域**』
- II：原子力・サイクル施設が集積する特異な地域性を踏まえ、『**原子力・サイクル産業と地域がともに発展するモデル地域**』
- III：デジタル技術の導入拡大などによる、『**新産業創出・産業高度化の先進地域**』
- IV：デジタル技術の利活用などによる、『**“暮らし満足度”の高い地域**』
- V：産業人材や次世代人材の育成などによる、『**エネルギー関連人材をはじめ、地域を創る人材の輩出地域**』

### ◆ 基本方針

**国・立地自治体等、事業者等が一体**  
となつて、**主体的に取組を推進**

- ・ 国・事業者等による**地域振興策**の実施
- ・ **立地地域**による**予算措置** 等

**安全・安心の継続的な確保**

**地域の振興計画・まちづくり計画も**  
**踏まえ、取組を着実に実行**

- ・ 青森県基本計画
- ・ むつ市総合経営計画
- ・ 六ヶ所村総合振興計画
- ・ 大間町総合計画
- ・ 東通村まち・ひと・しごと創生総合戦略 等

**地域の魅力ある特徴を発掘し、地域の**  
**ポテンシャルを最大限発揮**

- ・ 原子力産業の集積、原子力人材の育成・輩出
- ・ 農林水産・畜産業など、原子力以外の地域特性を活かした産業の**基幹産業化**
- ・ **デジタル技術**の導入・拡大による**暮らしの質の向上**
- ・ **防災拠点整備**による**原子力施設との共生社会の実現** 等

# 【参考】地域の将来像の実現に向けた取組の「工程表」（1/2）

I：安全・安心の確保を前提として、原子力施設と共生する地域

## （I - 1）防災拠点の維持・整備

- 地域が安心して原子力施設と共生する社会の実現のため、防災拠点の維持・整備を推進する。
- その際、大規模自然災害なども含めた防災の視点により、事前防災や減災に資する取組、有事の際の万全な対応を果たすための地域防災体制の整備、防災に必要な資機材等の維持・整備を進めることにより、災害に強い地域の実現を図る。

	取組内容	取組時期		取組主体
		短期	中・長期	
①	<b>【事前防災・減災の推進】</b> ■ 行政・住民・企業等の相互連携により、地域社会が一体となり災害に対処すべく、立地地域が策定する国土強靱化地域計画等の策定の推進、また、原子力災害に加え、自然災害との複合災害も想定した避難の実効性を確保。	→		国、県 自治体 事業者
②	<b>【地域防災力の強化】</b> ■ 万が一有事が発生した場合における、住民や企業等への適時・的確な情報提供による地域での自助・共助行動など、的確な対応が図られるよう、必要な機器等の維持・整備や平時における防災思想・知識の普及、防災訓練の充実等、有事に備えた万全な体制等を構築。	→		国、県 自治体 事業者

# 【参考】地域の将来像の実現に向けた取組の「工程表」(2/2)

I : 安全・安心の確保を前提として、原子力施設と共生する地域

## (I - 1) 防災拠点の維持・整備

	取組内容	取組時期		取組主体
		短期	中・長期	
③	<p><b>【防災拠点・資機材等の維持・整備】</b></p> <p>■ 原子力等災害が発生した際の地域住民の安心・安全の確保を図るための防災拠点の機能強化や避難所の整備、必要な防災資機材等の維持・整備を着実に推進。</p> <p>&lt;事業の例&gt;</p> <p>『むつ市デジタル防災センター整備事業』(R6年7月開始、R8年3月終了予定)</p> <p>『(仮称)防災機能を有した道の駅整備事業』(早期に検討に着手)</p> <p>『国営公園整備事業』(早期に検討に着手)</p> <p>『(仮称)大間町学校給食センター建設』(R8年着工、R9年運用開始予定)</p> <p>『消防車両購入事業』(継続中)</p> <p>『防災倉庫整備事業』(継続中)</p> <p>『避難施設整備・修繕・充実強化』(継続中)</p>	<p>→</p> <p>---</p> <p>→</p>	<p>→</p>	<p>国、県 自治体 事業者</p>

# 第14回核燃料サイクル協議会の概要

- 第14回は2024年12月24日（火）に開催。本会は、核燃料サイクルの着実な推進に向けた、協議の場。
- 主な出席者は、宮下青森県知事、官房長官、関係大臣（経済産業大臣、文部科学大臣など）、電気事業連合会会長など

## 【宮下知事からの主な御要請事項と回答】（抜粋）

### ① 原子力・核燃料サイクル政策の推進について

- ・原子力発電と核燃料サイクルの推進は、一貫した国の基本的方針であり、六ヶ所再処理工場のしゅん工に官民一体で取り組む。
- ・中間貯蔵された使用済燃料は六ヶ所再処理工場に搬出する方針のもと、同工場の長期利用を進めていく。

### ② 特定放射性廃棄物の最終処分と搬出期限の遵守について

- ・青森県を最終処分地にしない旨の約束は、現内閣でも継承している。国が前面に立ち、責任を持って最終処分の実現に向けた取組を加速する。
- ・高レベル放射性廃棄物の貯蔵期限の約束が、まもなく残り20年となることは認識。事業者がこの約束を遵守するよう、国として指導する。

### ③ 共創会議を受けた取組方針について

- ・原子力施設の立地を受け入れてこられた、地域の歴史と思いを重く受け止め、共創会議で取りまとめた取組の実現に、政府一体で取り組む。

1. 原子力政策について

2. 核燃料サイクル政策について

**3. 最終処分について**

# 北海道2自治体（寿都町・神恵内村）における文献調査の経過

- 2020年11月17日、北海道2自治体において文献調査を開始。その後、2024年2月13日、国の審議会の下に設置した、主に地質環境についての関連学会から推薦等により選ばれた専門家で構成される作業部会において、NUMOが文献調査報告書(案)を提示。2024年8月1日、作業部会において同報告書(案)の評価を完了。
- 2024年11月22日、同報告書を公表し法定プロセス（公告・縦覧、説明会など）が開始（2月19日（水）までの90日間）。寿都町・神恵内村及び道内14振興局、希望いただいた自治体での説明会など、道内での理解活動を実施。

## <文献調査開始に至る経過>

### (1) 北海道 寿都町（すつつちょう）

2020/8/13：文献調査検討の表面化

9/7：寿都町主催で住民説明会（～9/29）

**9/29：住民説明会（国説明）、9/30：町議会への説明会（国説明）**

10/5：町長、地元産業界との意見交換（国説明）

10/8：町議会全員協議会（意見聴取）

**10/9：町長が文献調査応募**

11/17：経産省がNUMOの事業計画変更を認可（**文献調査 開始**）

### (2) 北海道 神恵内村（かもえないむら）

2020/9/11：商工会での検討状況が表面化

9/15：村議会開会（誘致請願を常任委員会に付託）

**9/26：国・NUMO主催で住民説明会開始（～9/30）**

10/2：常任委員会、10/8：村議会臨時会で誘致請願を採択

**10/9：国から申し入れ、村長が受諾**

11/17：経産省がNUMOの事業計画変更を認可（**文献調査 開始**）

## <法定プロセス中の道内での理解活動>

### ○北海道内における説明会の開催

#### <開催エリア>

- ①寿都町、②③④⑤神恵内村、⑥後志総合振興局、⑦⑧石狩振興局、⑨泊村、⑩共和町、⑪岩内町、⑫留萌振興局、⑬島牧村、⑭胆振総合振興局、⑮空知総合振興局、⑯檜山振興局、⑰渡島総合振興局、⑱釧路総合振興局、⑲根室振興局、⑳オホーツク総合振興局、㉑上川総合振興局、㉒日高振興局、㉓十勝総合振興局、㉔苫小牧市、㉕宗谷総合振興局

### ○メディア広報活動の実施

- ・ **シリーズ新聞広告**（北海道新聞）
- ・ **電車内中吊り公告**（JR北海道各線等）
- ・ **デジタルサイネージ**（札幌駅・新千歳空港）

# 佐賀県玄海町での文献調査に関する動き

- 昨年5月、国による申し入れを受け、脇山玄海町長が、文献調査の受入れを表明。6月に文献調査開始。
- 現在、地域の皆様に最終処分事業について議論を深めていただくべく、地域の皆様とともに、「対話の場」の立ち上げに向け、準備中。

## (1) これまでの主な経過

- 4/15 : 町議会 定例会 4月 会議  
原子力対策特別委員会へ請願審査付託を決定
- 4/17 : 町議会 原子力対策特別委員会  
エネ庁・原子力発電環境整備機構 (NUMO) の  
参考人招致、質疑
- 4/25 : 町議会 原子力対策特別委員会 請願採択
- 4/26 : 町議会 定例会 4月 第2回会議 請願採択
- 5/1 : 経産省から文献調査申し入れ
- 5/7 : 脇山玄海町長・齋藤経産大臣の面談
- 5/10 : 脇山玄海町長会見 (文献調査受入れ表明)
- 6/10 : 経産省 NUMO事業計画変更を認可、文献調査開始



(参考) 玄海町の概況  
人口：4,908人(R6.3.31現在)  
面積：35.92km<sup>2</sup>  
財政力指数：1.18(令和4年度)  
原子力発電所立地自治体

出所: 佐賀県町村会HP  
<https://www.saga-ck.gr.jp/map/>

## (2) 受入れ表明時のメッセージ

玄海町での取組みが、国民的議論を喚起する一石となり、さらなる候補地の拡大につながる呼び水となることを期待。

(受入に至る町長の主なご発言)

- 1975年の1号機の稼働以降、長年にわたり、原子力立地自治体として、発電をすることで、日本のエネルギー政策と電力の安定供給に寄与。今後も貢献。
- 日本はエネルギー自給率10%程度。資源価格高騰、二酸化炭素の問題等から、しばらく原子力は日本に必要。
- 中山間地域で平地も少なく、科学的特性マップ上もシルバーでもあり、これまで、最終処分の理解や関心が高まる活動に取り組む考えであった。
- しかし、町内の3団体から、将来の持続的発展や安全確保を期待する請願が提出され、賛成多数で請願が採択され、町民等から様々な意見があったが、住民の代表が集う町議会で請願が採択されたことは、大変重い。
- 国からの申し入れも受け、齋藤経産大臣との面談で、文献調査は、処分地に直結しないことも確認。
- 発電事業に長年携わり、国に貢献してきた原子力立地自治体が、更に文献調査に協力することは、非常に重い決断だが、最終処分は、日本全体で考えるべき問題で、特定の地域だけの問題ではない。

# 文献調査受け入れ地域における重点的な対話活動の実施

- 最終処分の実現に向けては、**地域の理解が不可欠**。このため、処分地選定プロセスが進む諸外国では、地域での対話活動を重点的に実施。
- こうした諸外国の事例も参考に、文献調査の実施と並行して、**調査自治体において「対話の場」を設置**。適切な情報提供、住民の皆さまの間での継続的な対話を通じ、**最終処分事業に対する理解を深めていただく**とともに、**地域の将来像・まちづくりについても議論いただく機会**を提供。

## ＜海外での対話活動の例＞

- スウェーデン・エストハンマル市（人口：約22,000人）  
（2000年：21,733人→2009年（処分地選定）：21,391人→**2021年22,364人**）



スウェーデン [写真提供] エストハンマル自治体

ヤーコブ＝スパンゲンベルグ前市長



- **「ゴミ捨て場」ではなく「ハイテク技術が集まる工業地域」になるとの前向きなイメージが市民と共有できた。**
- 処分施設への投資は地域の雇用や生活を向上させる。
- 優れた人材が集まり、研究者や見学者が世界中から訪れる。

## ＜北海道での「対話の場」の例＞

- 寿都町（17回開催）

### ＜主なテーマ＞

- 地層処分について思うこと
- 文献調査の進捗状況
- 町民が集まりやすい機会づくり
- 放射線による人体影響
- 海外先進地（フィンランド）との意見交換
- 将来の町の在り姿について 等



- 神恵内村（19回開催）

### ＜主なテーマ＞

- 地層処分について思うこと
- 処分事業の安全性についての考え方
- 文献調査の進捗状況
- 文献調査の模擬体験
- 交付金制度と村の将来について 等



